

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 95 号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成 9 年岩手県条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

本則及び様式中次の表の左側に掲げる字句等（同表の中欄に掲げる規定又は様式に規定するものに限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

地方振興局長	第 7 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項、第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 26 条第 2 項並びに第 27 条第 1 項	局長
所管地方振興局長	第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 8 条第 2 項、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 3 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条第 1 項、第 26 条第 1 項並びに第 28 条	所管する局長
名あて人又は発信人として用いられている「地方振興局長」	様式第 4 号から様式第 20 号まで及び様式第 22 号から様式第 32 号まで	「 振興局長」

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章 雑則（第 29 条）</p> <p>附則</p> <p>（入居の申込み）</p> <p>第 4 条 条例第 5 条の規定により県営特定公共賃貸住宅に入居の申込みをしようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（入居予定者決定通知）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 <u>地方振興局長</u>は、条例第 6 条第 2 項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、県営特定公共賃貸住宅抽せん券（様式第 3 号）を交付するものとし、公開抽せんを行う 3 日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。</p> <p>（利用の期日）</p> <p>第 23 条 条例第 27 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、<u>地方振興局長</u>の指定する日までに利用を開始しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに利用を開始できない者は、その旨を申し出て<u>所管地方振興局長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>（管理の委託）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（入居の申込み）</p> <p>第 4 条 条例第 5 条の規定により県営特定公共賃貸住宅に入居の申込みをしようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて<u>所管する広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（入居予定者決定通知）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 <u>条例第 36 条に規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）は、条例第 6 条第 2 項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、県営特定公共賃貸住宅抽せん券（様式第 3 号）を交付するものとし、公開抽せんを行う 3 日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。</p> <p>（利用の期日）</p> <p>第 23 条 条例第 27 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、<u>局長</u>の指定する日までに利用を開始しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに利用を開始できない者は、その旨を申し出て<u>所管する局長</u>の承認を得なければならない。</p>

第29条 条例第36条の規定により財団法人岩手県建築住宅センターに委託する事務は、次のとおりとする。

- (1) 県営特定公共賃貸住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関すること。
- (2) 居住環境の整備に関すること。
- (3) 県営特定公共賃貸住宅の入居及び退去並びに駐車場の利用に係る事務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事務に関すること。

2 管理を委託する県営特定公共賃貸住宅等は、次の表のとおりとする。

県営特定公共賃貸住宅の名称
県営盛岡駅西通特定公共賃貸住宅

様式第1号 (第4条関係)

(表)

[略]
地方振興局長 様
[略]
[略]

備考 [略]

(裏)

申込みに当たっての注意事項
1 [略]
2 住宅を必要とする事情をお聞きますので、なるべく本人又は家族の方がおいでください。
3 [略]

様式第2号 (第5条関係)

[略]

地方振興局長 氏 名 印

(裏)

[略]
[県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則抜粋]
[略]
(連帯保証人)
第7条 条例第9条第1項に規定する連帯保証人の資格は、独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度以上の収入を有する者で地方振興局長が適当と認めるものであることとする。

様式第1号 (第4条関係)

(表)

[略]
振興局長 様
[略]
[略]

備考 [略]

(裏)

申込みに当たっての注意事項
1 [略]
2 [略]

様式第2号 (第5条関係)

[略]

振興局長 氏 名 印

(裏)

[略]
[県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則抜粋]
[略]
(連帯保証人)
第7条 条例第9条第1項に規定する連帯保証人の資格は、独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものであることとする。

(入居の手続)

第8条 [略]

2 入居予定者は、前項の請書に次に掲げる書類を添付し、所管地方振興局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営特定公共賃貸住宅同居者異動届（様式第7号）を所管地方振興局長に提出しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

[略]

岩手県印

様式第21号（第19条関係）

[略]

地方振興局長 様

[略]

県営特定公共賃貸住宅模様替え（増築）承認申請書  
次のとおり県営特定公共賃貸住宅について模様替え（増築）したいので、承認されるよう申請します。

なお、施工に際しては、住宅の構造に影響を与えないよう配慮し、退去のときは、原状に復し、又は地方振興局長の承認を受けて無償で提供することとし、申請部分について権利金その他一切の権利は設定しません。

[略]

(入居の手続)

第8条 [略]

2 入居予定者は、前項の請書に次に掲げる書類を添付し、所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営特定公共賃貸住宅同居者異動届（様式第7号）を所管する局長に提出しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

[略]

指定管理者印

様式第21号（第19条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

県営特定公共賃貸住宅模様替え（増築）承認申請書  
次のとおり県営特定公共賃貸住宅について模様替え（増築）したいので、承認されるよう申請します。

なお、施工に際しては、住宅の構造に影響を与えないよう配慮し、退去のときは、原状に復し、又は貴職の承認を受けて無償で提供することとし、申請部分について権利金その他一切の権利は設定しません。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。